

**A9** 個人の診療所の場合は不課税となり、医療法人の場合は課税対象となります。

個人診療所の医師が事業者から支払を受ける産業医としての報酬は、所得税法上は原則として給与に該当するものとして取り扱われており、消費税は不課税となります。これに対し、医療法人が事業者との間の契約に基づき、病院の勤務医をその事業者の労働安全衛生法第 13 条に規定する産業医（一定規模以上の事業所で選任しなければならないとされている労働者の健康管理にあたる医者）に選任して派遣する場合があります。この場合に医療法人が派遣の対価として受領する委託料は、医療法人のその他の医業収入となりますので、課税の対象となります。